



第83期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第83期定時株主総会招集ご通知	2
中期経営計画・	
コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト	7
[株主総会参考書類]	
第1号議案～第8号議案	9
[添付書類]	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	34
2. 会社の株式に関する事項	41
3. 会社役員に関する事項	44
4. 会計監査人の状況	50
5. 会社の体制及び方針	51
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針	54
連結計算書類	55
計算書類	58
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	61
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	64
監査等委員会の監査報告	67

開催日時

2022年3月24日木曜日 午前10時

(受付開始：午前9時30分)

開催場所

コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル
2階「桜の間」

（フロアが前回と異なっておりますので、ご来場の際は、「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えの無いようにご注意ください。）

決議事項

会社提案（第1号議案から第5号議案まで）

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主提案（第6号議案から第8号議案まで）

- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額の改定の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 第8号議案 取締役選任の件

経営理念

「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」

美しい地球を甦らせること……。

それは、人類に課せられた21世紀の大きな課題です。

荏原実業は、環境に対する社会的な関心が高まる以前から環境保全のエキスパートとして様々なノウハウを蓄積し続けています。

今後も無限の可能性を秘めた環境保全のリーディングカンパニーを目指し、企業努力を結集してまいります。

株主総会における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、例年よりも縮小した規模になりますので、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、**事前行使を是非ご利用ください。**
(詳細は4頁から6頁のとおりです。)
- ご来場の株主様におかれましては、**マスク着用と入場前の手指の消毒をお願いいたします。**
- 当日は、受付前に株主様の体温を計測させていただき、**37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。**
- 株主総会会場前の**ドリンクサービスはございません。**
- 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.ejk.co.jp/>

証券コード 6328
2022年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目14番1号

荏原実業株式会社

代表取締役
社長執行役員 吉田 俊範
兼 C O O

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席なさらない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル2階「桜の間」
（フロアが前回と異なっておりますので、ご来場の際は、「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項
- (1) 第83期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第83期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

<会社提案>

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。） 4 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 5 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

<株主提案>

- 第 6 号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額の改定の件
- 第 7 号議案 自己株式取得の件
- 第 8 号議案 取締役選任の件

以上

-
- ・ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ejk.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ejk.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

6頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第6号議案～第8号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は27頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

会 社 提 案					
第1号議案	第2号議案	第3号議案 〔下の候補者を除く〕	第4号議案 〔下の候補者を除く〕	第5号議案	
賛	賛	賛	賛	賛	
否	否	否	否	否	

株 主 提 案		
第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛
否	否	否

〈株主提案〉に賛成する場合

株 主 提 案		
第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛
否	否	否

次ページのインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

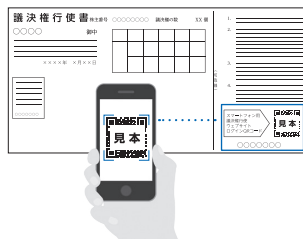
※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

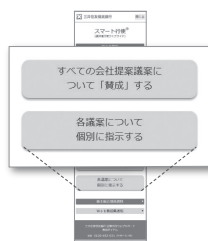
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

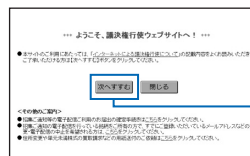
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

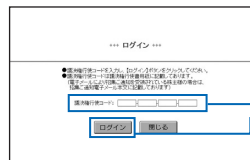
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

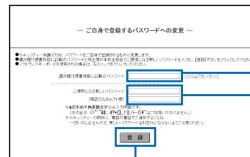
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

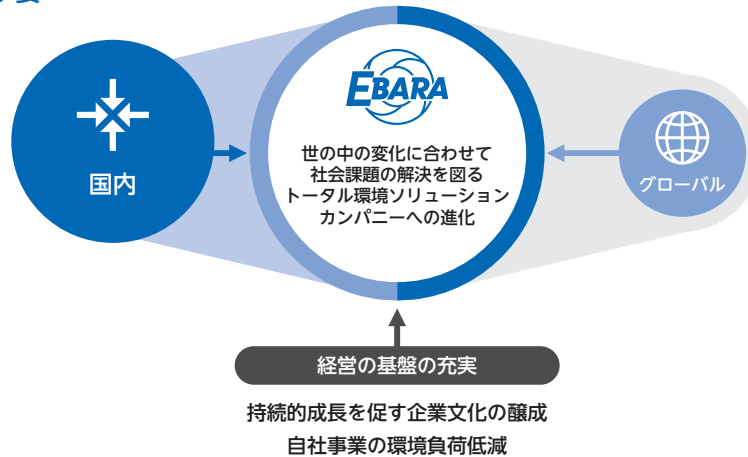
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

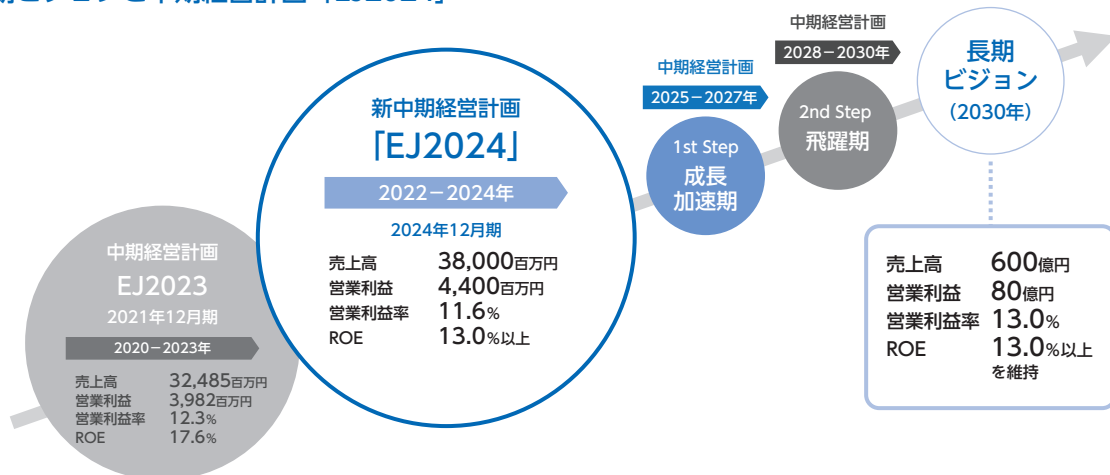
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

中期経営計画

2030年度に目指す姿



長期ビジョンと中期経営計画「EJ2024」



2022年1月11日付で株式会社東京証券取引所より公表された「上場会社による新市場区分の選択結果」のとおり、2022年4月4日より「プライム市場」へ移行いたします。

コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト

1. 資本政策・株主還元について

[基本方針] (2021年2月に明確化)

- ◆ 連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施いたしました。
- ◆ 利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、機動的に自己株式を取得いたしました。

[2021年のアクション]

- ◆ 業績予想の上方修正に伴い、期初予想比21%の増配(対前期比55%増)を致しました。
- ◆ 約10億円(自己株式を除く発行済株式総数の3%)の自己株式取得を実施、総還元性向は65.3%となりました。

2. 譲渡制限付株式報酬導入

- ◆ 取締役報酬の基本方針を見直し、2021年3月に譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。

3. 株式の流動性向上と投資家層の拡大

- ◆ 従業員持株会信託型ESOPを2021年4月に導入いたしました(約6万株、3億円)。
- ◆ 株式分割を2021年7月に実施いたしました(普通株式1株につき2株の割合)。

4. 政策保有株式の縮減

- ◆ 2021年12月期に、政策保有株式の保有意義を見直し、4銘柄を縮減するとともに、全ての取引先持株会の休止手続きを行いました。
- ◆ 2021年12月末時点で当社が保有する政策保有株式は、非上場株式以外の8銘柄22億60百万円(2021年12月末連結純資産191億52百万円の11.8%相当)であり、さらに2022年2月までに4銘柄3億62百万円を縮減し、同月末現在の政策保有株式残高は、2021年12月末の時価ベースで換算すると、2021年12月末純資産の9.9%相当となっております。

5. 指名委員会、報酬委員会の設置

- ◆ 「指名・報酬委員会」を「指名委員会」、「報酬委員会」に分離し、それぞれの役割を明確化いたしました。

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善により利益拡大を図り、株主価値の向上を目指してまいります。また株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金47円50銭

配当総額 585,672,435円

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。2021年6月30日を基準日としてお支払いいたしました中間配当金（1株につき75円）は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると37円50銭に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり85円となり、1株当たりの年間増配相当額は30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

<会社提案>

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(附則)	(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第3条</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 <u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(新 設)	

＜会社提案＞

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	鈴木 久司 すず き ひさ し	代表取締役 会長 兼 CEO	再任
2	吉田 俊範 よし だ としのり	代表取締役 社長執行役員 兼 COO・ 管理統括・自社製品統括	再任
3	石井 孝 いし い たかし	取締役 常務執行役員 営業統括・ 環境設備本部長	再任
4	大野 周司 おお の しゅう じ	取締役 常務執行役員 総合企画室長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	再 任 すず き ひさ し 鈴 木 久 司 (1939年11月30日生)	1961年 9 月 当社入社 1983年11月 当社取締役 1986年12月 当社常務取締役 1990年 3 月 当社専務取締役 1991年10月 当社オゾン事業部統括 1993年12月 当社代表取締役 同 当社管理統括 2000年 2 月 当社代表取締役副社長 2001年 4 月 当社環境開発本部統括 2002年10月 当社新事業推進室統括 2007年 1 月 当社代表取締役社長 同 当社営業統括 2016年 3 月 当社代表取締役会長 2017年 1 月 当社代表取締役会長兼社長 2020年 4 月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）	281,969株
（取締役候補者とした理由） 鈴木久司氏は、2007年より代表取締役社長として企業価値向上とガバナンス強化に努め、2020年代表取締役兼CEO就任後は最高経営責任者として取締役会議長や指名委員会委員を務めることで更なるガバナンスの強化をリードしております。 これら社業に関する豊富な経験と企業経営に関する高い見識を踏まえていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	再任 よしだとしのり 吉田俊範 (1962年9月23日生)	1989年6月 当社入社 2008年3月 当社総務部長 2013年1月 当社管理本部副本部長 2013年4月 当社執行役員 2015年7月 当社管理本部長 同 当社法務部長 2016年4月 当社上席執行役員 2019年3月 当社取締役 同 当社常務執行役員 2021年8月 当社代表取締役社長執行役員兼COO（現任） 同 当社管理統括兼自社製品統括（現任）	20,796株
	(取締役候補者とした理由) 吉田俊範氏は、当社入社以来、経理・人事・総務・法務などのコーポレート部門を歴任し、2021年8月に代表取締役社長執行役員兼COOに就任後は、事業改革を推進する各種プロジェクトの統括、研究開発委員会の委員長を務め、リーダーシップを発揮し変革を推進しています。 これら社業に関する豊富な経験と業務執行のトップとしてその手腕を十分発揮していることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

招集
と
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	ふり 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	再 任 いし い たかし 石 井 孝 (1962年2月10日生)	1996年3月 当社入社 2005年1月 当社環境設備第2営業部長 2009年7月 当社風水力本部長 2012年1月 当社執行役員 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社環境設備本部長（現任） 2017年1月 当社常務執行役員（現任） 2019年3月 当社取締役（現任） 同 当社営業副統括 2020年4月 当社営業統括（現任）	17,176株
	(取締役候補者とした理由) 石井孝氏は、長きにわたり風水力冷熱機器等関連事業に従事し、同事業の責任者として、強いリーダーシップを発揮して、同事業の成長を牽引してまいりました。また同氏は、2020年4月に営業統括に就任して、全社における受注活動や拡販をリードするとともに、案件検討委員会の委員長として品質等にかかるリスク管理体制の構築を積極的に推進するなど、豊富なマネジメント経験・実績・見識を有しております。 同氏は、これまでの経験を通じて、営業・経営戦略、品質やサステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、今後の当社グループの更なる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	再任 おおのしゅうじ 大野周司 (1967年6月9日生)	1996年10月 当社入社 2002年4月 当社経理部長 2007年1月 当社執行役員 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社管理本部長 2015年7月 当社社長室長 2016年7月 当社総合企画室長(現任) 2020年3月 当社取締役(現任) 同 当社常務執行役員(現任)	23,025株
	(取締役候補者とした理由) 大野周司氏は、当社入社以来、経理・財務、経営企画、広報、ＩＲなどの業務に携わり、同分野に関する豊富な経験・知見を有しております。また同氏は、中期経営計画の制定に取り組み、当社グループ全体の経営戦略立案の中枢機能を果たしております。 同氏は、これまでの経験を通じて、財務・会計・ＩＲやサステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、今後の当社グループの更なる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2021年12月31日)現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険料は、全額を当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<会社提案>

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	候補者属性
1	こばやし ひとし 小林 均	監査室 部長	新任
2	ひらやま せいごう 平山 正剛	社外取締役（監査等委員）	社外 独立 再任
3	たちばな のぼる 橘 昇	社外取締役（監査等委員）	社外 独立 再任
4	いしばし かずお 石橋 和男	社外取締役（監査等委員）	社外 独立 再任
5	しみず あき 清水 亜希	—	社外 独立 新任

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者 新任 新任候補者 再任 再任候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	新任 こばやし　ひとし 小林　均 (1958年2月25日生)	1978年3月 当社入社 1996年4月 当社総務部長 2007年1月 当社執行役員 同　年5月 当社法務部長 2008年3月 当社取締役 同　　　 当社管理本部長 2013年1月 当社上席執行役員 同　　　 当社計測器・医療本部長 2015年1月 当社工務本部長 2022年1月 監査室部長(現任)	28,067株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 小林均氏は、長年にわたり当社の総務・法務・事業企画室などのコーポレート部門だけでなく、当社が注力している環境関連事業の一翼を担う事業本部での要職を歴任し、また財務報告の適正性を確保するために上場企業に対して義務づけられた内部統制の構築に取り組むなど、豊富な経験を有しております。そして現在は、監査室部長として積極的に監査業務において活動しております。 同氏は、これまでの経験を通じて、生産・技術・品質・研究開発や法務・コンプライアンス、労務・人材開発を含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社の監査等委員である取締役として経営の監督が期待されるため、新任の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
	社 外 再 任 ひら やま せい ごう 平 山 正 剛 (1934年4月15日生)	1964年 4 月 弁護士登録 1967年 4 月 平山・鈴木法律事務所（現平山・福島・鈴木法律事務所）代表（現任） 1983年 7 月 株式会社荏原製作所監査役 1998年 6 月 当社監査役 2006年 4 月 日本弁護士連合会会長 2016年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	5,997株
2	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 平山正剛氏は、弁護士としての企業法務をはじめとした法務全般に対する高い知識を有しているほか、日本弁護士連合会会長といった法曹界における重要な役職を歴任するなどの豊富な経験を有しております。特に法務、リスクマネジメント等の面から、取締役会において積極にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいているほか、指名委員会および報酬委員会の委員として意見を述べていただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化をも推進しております。 同氏には、これまでの経験を通じて、法務・コンプライアンス、労務、サステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として、客観的かつ公正な立場での取締役の職務執行の監査により、当社の更なるコーポレート・ガバナンスの強化への貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	社 外 再 任 橘 昇 (1950年8月2日生)	1974年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1987年 9 月 同行ロンドン支店 1995年 4 月 同行茅ヶ崎支店 支店長 1998年 2 月 同行名古屋駅前支店 支店長 2000年 5 月 同行銀座通支店 支店長 2002年 4 月 株式会社みずほ銀行 公務第二部 部長 2004年10月 日本オー・シー・アール株式会社 代表取締役 専務 2006年10月 学校法人工学院大学 経理部長 2008年 4 月 同学 理事 財務部長 2012年 3 月 当社社外取締役 2016年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	6,646株
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 橘昇氏は、グローバル展開を行っている金融グループにおける海外勤務・企業経営などの経験を通じて培われた国際金融分野における造詣が深く、財務に関する豊富な知識を有するとともに、経営全般に関する豊富な経験や知識をも有しております。特に経営戦略や人材育成に関する発言を積極的に行い、取締役会での審議を活発化させ、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいているほか、指名委員会では委員長として、報酬委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの改善に向け、積極的に発言いただいております。 同氏には、これまでの経験を通じて、グローバル、労務・人材開発を含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。	

招集
と
通
知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	ふり 氏 がな (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	社 外 再 任 いし ばし かず お 石 橋 和 男 (1952年11月5日生)	1975年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1980年 8 月 公認会計士登録 1988年 7 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー） 1989年 8 月 米国トウシュ・ロス会計事務所(現米国デロイト・トウシュ会計事務所)ニューヨーク事務所出向 ニューヨーク地区業務執行パートナー 2007年11月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）本部監事 2014年11月 デロイトトーマツ合同会社 監査委員会委員長 2018年 1 月 公認会計士石橋和男事務所 代表（現任） 2018年 6 月 公益財団法人天田財団監事（現任） 2019年 6 月 公益財団法人塩事業センター監事（現任） 2020年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 石橋和男氏は、グローバル展開を行っている監査法人で公認会計士として長年にわたり大企業の監査責任者として培った専門領域における豊富な経験と高い知識を有しております。特に、監査、会計、リスクマネジメント等に関する発言を積極的に行い、取締役会での審議を活発化させ、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいているほか、報酬委員会では委員長として、指名委員会では委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの改善に向け、積極的に提言いただいております。 同氏には、これまでの経験を通じて、監査・財務・会計・ＩＲはもとより、グローバル、人材開発、コンプライアンス、サステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年、大手監査法人グループの監事等として経営会議を監督し組織経営に携わった経験があります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	社外 新任 しみずあき 清水亜希 (1977年6月18日生)	2004年11月 司法試験合格 2006年10月 さいたま地方裁判所判事補 2009年 4 月 札幌法務局訟務部付検事 2011年 4 月 横浜家庭裁判所判事補 2012年 4 月 横浜地方裁判所判事補 2015年 4 月 千葉地方・家庭裁判所松戸支部判事補 2016年10月 同裁判所判事 2018年 1 月 弁護士登録 同 成和明哲法律事務所（現明哲総合法律事務所）入所（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社アイ・エス・ビー 社外取締役 (2022年 3 月25日就任予定)	0株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 清水亜希氏は、裁判官として一般民事事件、労働事件、行政事件等の解決にあたり、現在は弁護士として活躍されており、企業法務をはじめとした法務全般に対する高い知識と豊富な経験を有しております。 同氏は、法務・コンプライアンス、労務・人材開発、サステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社の取締役会の監督機能の強化、コンプライアンス管理強化、多様性（ダイバーシティ）の推進等についての専門的な提言等により経営の監督を行うなど、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督が期待できるため、新任の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

新任

 新任候補者

再任

 再任候補者

社外

 社外取締役候補者

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

-
- (注) 1. 各監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年12月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏は、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ次のとおりであります。
- 平山正剛氏 6年、 橘昇氏 10年（うち監査等委員6年）、 石橋和男氏 2年
4. 当社と平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- また、清水亜希氏の選任が承認された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が、監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険料は、全額を当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、清水亜希氏を独立役員として、同所に届け出る予定であります。

(ご参考)

社外取締役の独立性基準について

荏原実業株式会社(以下「当社」という)は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む)が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者 (注1)
2. 現在または過去3年間に於ける下記当社グループとの関係者
 - (1) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ① 当社グループの連結売上高の2%を超える売上を行った主要な得意先企業
 - ② 調達先企業の連結売上高の2%を超える調達を行った主要な調達先企業
 - ③ 借入金残高が当社グループの連結総資産の2%を超える金融機関
 - (2) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している株主又はその株主が法人等の団体である場合はその業務執行者
 - (3) 当社に係る会計監査業務に直接従事していた者
 - (4) 専門的サービスを提供している者で、多額の対価を得ている者 (注2)
 - (5) 多額の寄付、融資、債務保証先 (注3)
3. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者、二親等以内の親族又は同居者

- (注1) 出身者とは、当社グループの取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員、その他これに準じる者及び使用人(以下「業務執行者」という)又は過去10年以内に当社グループの業務執行者であった者。
- (注2) 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円(税抜)を超える対価を得ている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている対価が当該団体の連結売上高の2%を超える団体の業務執行者及び当該団体に属している者。
- (注3) 当社グループから年間1,000万円を超える寄付、融資、債務保証を受けている者、又は受けている者が法人等の団体である場合はその業務執行者。

(ご参考)

スキルマトリックス

取締役候補者の選任については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役が占める指名委員会の中で協議したのち、指名委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。また、当社の業務に精通し、必要な判断力・専門性・知識を有することはもちろん、高い倫理観を有する点も考慮しております。

取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために、各取締役に期待される役割や保有するスキル、経験は下記スキル・マトリックスのとおりであります。

なお、独立社外取締役4名の内1名は他社での経営経験を有しております。

氏 名		専 門 性 を 発 揮 で き る 領 域 及 び 経 験								社外 独立性
		企業 経営	営業 経営 戦略	生産・技術 品質 研究開発	財務 会計 I R	グローバル	労務 人材開発	法務・ コンプライ アンス・ リスク管理	サステナ ビリティ	
取 締 役	鈴木 久司	●	●	●	●			●		
	吉田 俊範	●		●			●	●	●	
	石井 孝		●	●					●	
	大野 周司		●		●				●	
監取	小林 均		●	●				●		
査締	平山 正剛						●	●	●	●
等役	橘 昇	●	●			●	●			●
委・	石橋 和男				●	●	●	●		●
員	清水 亜希						●	●	●	●

＜会社提案＞

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株 式 の 数
ふくしま あきひろ 福島 昭宏 (1961年6月15日生)	1993年4月 弁護士登録 平山・鈴木・卜部法律事務所（現平山・福島・鈴木法 律事務所）入所（現任）	0株
（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 弁護士としての専門知識・経験を有しており社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社の監査等委員会が活性化されと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- （注）
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 福島昭宏氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 当社は、福島昭宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。福島昭宏氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 福島昭宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定です。

第6号議案から第8号議案は、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものであります。

なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

(1) 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額3億40百万円以内、付与株式数の上限134,300株（内、社外取締役および監査等委員である取締役に対して、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限23,700株）と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

貴社は、2021年3月25日開催の定時株主総会で決議された取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式付与のための報酬額として年額総額35百万円以内を支給していますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役および監査等委員である取締役を除外しており、譲渡制限付き株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。本制度の対象者を貴社の全取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を含む）とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の貴社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主の皆様との価値共有を進める報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2021年3月開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。同制度の導入にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データを参考に、全体の報酬水準の妥当性を検討しております。また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役を構成員の過半数とする報酬委員会を設置しており、同制度の導入についても報酬委員会での審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

以上の経緯により、現在当社取締役の報酬は、役位・職責に応じて決定される固定基本報酬と、年度の業績目標の達成に対する責任と意識を高めることを目的とした業績連動報酬、及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブを与える譲渡制限付株式報酬から構成されています。

前述の役員報酬調査データを参考に、固定基本報酬は、求められる役割及び責任等を勘案したうえで算定しており、業績連動報酬は、年度業績を明確に表す営業利益、当期純利益に加えROE等の指標を業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成率等を総合的に勘案し算定しております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、前述の役員報酬調査データを参考に、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを考慮しつつ、上記目的を達するために十分でありかつ現行の取締役報酬の水準を勘案した金額として、年35百万円以内、譲渡制限付株式として年19,200株以内（株式の分割等が行われた場合には、この上限を合理的に調整できるものとする。）の当社普通株式を交付することとし、2021年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいております。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する報酬額を年額総額 3 億 40 百万円以内（付与株式数の上限 134,300 株）とする旨の本株主提案は、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、会社規模、営業利益水準等からステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報酬枠だと考えます。

また、本株主提案では、監査等委員である取締役も含め全ての取締役に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、監査等委員である取締役には、取締役の業務執行を監査し取締役会による経営の監査機能を強化することが期待されていることから、当社は譲渡制限付株式報酬の対象には含めない方針としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

<株主提案>

第7号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数1,220,000株、取得価額の総額金3,050,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、貴社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善による利益拡大を図り、企業価値の向上を目指しております。

また、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施し、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、自己株式の機動的な取得を行うことを基本方針としております。

当社は、こうした基本方針のもと、下表のとおり株主の皆様への利益還元の改善・強化に継続的に取り組んできており、2021年12月期については、年間配当金を連結配当性向35%を目安とした85円（株式分割後の基準で前期比30円増）とするとともに、約10億円の自己株式取得（自己株式を除く発行済株式総数に占める割合3.0%）を実施いたしました。この結果、2021年12月期の総還元性向は65.3%となっております。

今後、中長期的な企業価値向上に向けて、中期経営計画「EJ2024」にも示したとおり、中期経営計画期間に研究開発投資25億円から30億円、研究開発人員をはじめとした人材投資、重点注力分野への設備投資、M&Aなどの成長投資に25億円から45億円規模を充てることを計画しております。

一方で、本株主提案による自己株式取得は、2022年12月期の予想当期純利益28億円を超える過大な水準にあり、短期的な視点に立脚したものであると考えざるを得ず、このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあるばかりか財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

（参考）これまでの株主還元の実績

区分	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
1株当たり年間配当金	25円	30円	30円	55円	85円
自己株式取得	－	2.7億円	－	5.7億円	10億円

（注）1. 2021年12月期の1株当たり年間配当金については、本総会第1号議案が承認可決されることが条件となります。

2. 2021年7月1日付で1：2の株式分割を実施しており、1株当たり年間配当金については2021年12月期以前も株式分割後の基準で記載しております。

＜株主提案＞

第8号議案 取締役選任の件

(1) 議案の要領

取締役1名を選任する。

取締役候補者は、次のとおりである。

氏名：	水落一隆（みずおちかずたか）
生年月日：	1970年3月15日生
略歴：	1997年4月 弁護士登録 1997年4月 東京青山法律事務所（現ペーカー&マッケン ジー法律事務所（外国法共同事業）入所 2018年7月 日比谷中田法律事務所入所（現任） 2020年2月 Rising Sun Management Ltd 社長（現任）

所有する貴社株式の数： —

(2) 提案の理由

取締役候補者は、企業法務・国際法務弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、またコーポレートガバナンス、IR、資本政策に関する専門的知見も有することから、同氏の経験と見識は、貴社グループの更なる企業価値向上に資すると考えます。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役を構成員の過半数とする指名委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

当社が提案する取締役候補者は、新たにダイバーシティも意識した社外取締役候補者（東京証券取引所へ独立役員として届け出ることを予定しています）1名を加えた合計9名であり、高い倫理観を有していることはもちろん、いずれの取締役候補者も必要な判断力・専門性・知識を有しております。当社が提案する取締役候補者が取締役に選任されますと、独立社外取締役は新たに加わる1名を含め4名となり、9名中4名が独立社外取締役となります。

社内取締役候補者5名（監査等委員である社内取締役候補者1名を含みます）はいずれも当社事業に精通しており、それぞれ営業、生産・技術、財務・会計・IR、労務・人材開発等の知識・経験を持ち専門性を有しております。また、監査等委員である取締役候補者は5名であり、うち4名が東京証券取引所へ独立役員として届け出ている又は届け出ることを予定している社外取締役候補者となります。4名の社外取締役候補者のうち1名は経営者としての豊富な経験を有しており、2名は弁護士、1名は公認会計士として、それぞれ専門知識と企業への助言や監督の経験を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

当社取締役会は、こうした当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会が当社の中期経営計画「EJ2024」の達成に向けた経営の執行を監督するにあたり最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながると考えております。

一方で、本株主提案における取締役候補者は、当社株式を6.8%（自己株式を除く発行済株式総数に対する持株比率）保有されているNippon Active Value Fund plcのインベストメントアドバイザーであるRising Sun Management Ltdの社長を務めておられ、一般株主との間の潜在的・構造的利益相反を回避する観点から、当社取締役とすることは適切ではないと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 当期の概況

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、個人消費や経済活動が大きな影響を受ける中で、ワクチン接種の普及や各種政策の効果により、経済活動は徐々に回復に向かいました。しかし、新たな変異株の出現による感染再拡大の懸念など、景気の先行きは全く予断を許さない状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境装置機械業界においては、公共分野では、上下水道関連設備の更新・改修・機能強化や国土強靱化基本計画に基づく雨水排水処理施設等の防災・減災需要が堅調に推移したものの、民間分野では、景気の先行きの不透明感から、前年度に引き続き設備投資の停滞が見られております。

このような事業環境のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の業績への影響を最小限に止め企業価値の更なる向上を目指して、以下の戦略に取り組んでおります。

a) 新事業の創出、新製品開発の加速

研究開発活動の成果を基に、新規事業の創出、新製品の市場投入の加速を図る。

b) 事業領域の拡大

既存事業の顧客・エリアの拡大を図る。

c) 安定的収益基盤の確立

既存事業の収益性を一層向上させると共に、メンテナンス体制を強化し、アフターマーケットを獲得する。

d) 成長投資

財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携、M&Aなどの成長投資により利益拡大を図る。

e) ガバナンスの充実強化

コンプライアンスの徹底を図ると共に、経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図る。

これらの活動の結果、当連結会計年度の受注高は350億14百万円（前期比3.0%増）、売上高は324億85百万円（同7.4%増）、営業利益は39億82百万円（同23.9%増）、経常利益は41億10百万円（同22.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億59百万円（同34.9%増）となりました。

② 当連結会計年度のセグメント別の概況

a) 環境関連（メーカー事業）

環境関連製品の製造・販売を手掛ける当セグメントの受注高は、半導体向け需要の増加により計測分野、蓄電池の需要増加により創エネ・省エネ分野等が増加しております。一方で、水景施設・水産関連などの水処理プラント分野が減少し、新型コロナウイルス感染症拡大を受け増加していた感染症対策製品の需要も補助金対象範囲の縮小や感染症の落ち着きなどにより前年同期比では減少しております。その結果、受注高は72億40百万円（前期比19.3%減）となりました。売上高は、感染症対策製品の期首受注残高の増加による販売増加に加え、半導体業界向けオゾンモニタなど計測分野の販売が増加し、85億63百万円（同 14.9%増）となりました。

b) 水処理関連（エンジニアリング事業）

上下水道向けの設計・施工を手掛ける当セグメントの市場環境は、上下水道設備の更新案件の増加に加え、国土強靱化基本計画に基づく雨水排水施設などの防災・減災需要も増加し、堅調に推移しました。その結果、受注高は、174億35百万円（前期比10.7%増）となり、売上高も146億83百万円（同 11.6%増）となりました。

c) 風水力冷熱機器等関連（商社事業）

主にポンプ、冷凍機、空調機器などを商社として販売する当セグメントの市場環境は、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が制限され、民間の設備投資には停滞感が見られるなど厳しい状況で推移しました。こうした市場環境のもと、受注高は、空調関連機器の大口案件が寄与し、103億38百万円（前期比11.4%増）となりましたが、売上高は、期首受注残高の減少もあり92億38百万円（同 4.2%減）となりました。

（単位：百万円）

事業区別	受注高		売上高	
	第 82 期 (2020年12月期)	第 83 期 (2021年12月期)	第 82 期 (2020年12月期)	第 83 期 (2021年12月期)
環境関連 (メーカー事業)	8,972	7,240	7,456	8,563
水処理関連 (エンジニアリング事業)	15,748	17,435	13,155	14,683
風水力冷熱機器等関連 (商社事業)	9,278	10,338	9,639	9,238
合 計	34,000	35,014	30,250	32,485

(2) 設備投資の状況

当社グループは、メーカー事業の拡充と研究開発の強化を図るため、当連結会計年度において総額5億25百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資は、次のとおりであります。

荏原実業パワー株式会社建物及び各種設備 3億77百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第80期 (2018年12月期)	第81期 (2019年12月期)	第82期 (2020年12月期)	第83期 (2021年12月期)
売 上 高(百 万 円)	29,295	28,431	30,250	32,485
経 常 利 益(百 万 円)	2,252	2,169	3,363	4,110
親会社株主に帰属する 当期純利益(百 万 円)	1,600	1,512	2,342	3,159
1株当たり当期純利益(円)	120.55	114.71	184.60	253.05
総 資 産(百 万 円)	26,584	28,065	32,509	35,725
純 資 産(百 万 円)	12,520	14,945	16,703	19,152

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第81期の期首から適用しており、第80期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。
2. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第80期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) エ バ ジ ッ	50百万円	100%	機械器具設置、設備工事の請負・施工及び保守
荏 原 実 業 パ ワ ー (株)	100百万円	100%	蓄電池及び蓄電設備の企画、製造及び販売等

(6) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という経営理念に基づき、環境に対する社会的な関心が高まる以前から、長年にわたり様々な環境問題に目を向け、環境保全のエキスパートとしてノウハウを蓄積し続けてきました。

この度、2030年に目指す姿として、「トータル環境ソリューションカンパニーへの進化」を掲げ、2030年の事業規模として「売上高600億円、営業利益80億円」という長期ビジョンを設定し、この長期ビジョンからバックキャストして、2022年から2024年までの3か年中期経営計画EJ2024を策定いたしました。

EJ2024では、「環境関連（メーカー事業）の拡大による飛躍的な成長を目指す」という経営戦略を掲げ、2024年12月期の経営目標を「売上高380億円、営業利益44億円」としております。

このEJ2024の経営目標を達成するために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 環境関連（メーカー事業）

- ・新製品開発、新製品の市場投入
- ・現有製品群の収益性向上
- ・メンテナンス・サービス事業の拡大
- ・海外展開に向けた足掛かりの構築

② 水処理関連（エンジニアリング事業）

- ・事業エリアの拡大
- ・防災・減災需要に対応した技術・製品の提供
- ・積算技術の向上、原価低減などによる収益性の向上

③ 風水力冷熱機器等関連（商社事業）

- ・多様な顧客層へのアプローチ
- ・取扱製品の拡充
- ・事業エリアの拡大

④ 成長投資

財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新事業展開のための設備投資、業務提携、M&Aなどの成長投資により利益拡大を図る。

⑤ ガバナンスの充実強化

コンプライアンスの徹底を図ると共に、経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図る。

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社の(株)エバジツ、荏原実業パワー(株)により構成され、環境関連機器・装置の製造・販売、水処理施設などの各種プラント類の設計・施工、風水力冷熱機器などの仕入・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業区分及び主要品目は、次のとおりであります。

事業内容	主 要 品 目
環境関連 (メーカー事業)	オゾン濃度計、産業用脱臭剤・脱臭装置、省エネブロワ、各種水処理関連装置、感染症対策製品、ZEB・ZEH関連製品等の製造・販売 民間用排水処理施設、水産関連施設、水景施設等の計画・設計及び施工
水処理関連 (エンジニアリング事業)	上下水道関連施設（浄水場、下水処理場、各種ポンプ場等）の設計・施工並びに関連する機械・電気設備等の設計・施工・メンテナンス
風水力冷熱機器等関連 (商社事業)	空調設備、給排水・衛生設備等に関わる風水力機器、冷熱機器等の仕入・販売及び当該設備関連工事

(8) 主要な事業所及び営業所 (2021年12月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
① 当 社 の 事 業 所		群 馬 営 業 所	群 馬 県 前 橋 市
本 社	東 京 都 中 央 区	横 浜 営 業 所	横 浜 市 中 区
中 央 研 究 所	川 崎 市 麻 生 区	山 梨 営 業 所	山 梨 県 甲 府 市
環境計測技術センター	川 崎 市 麻 生 区	富 士 営 業 所	静 岡 県 富 士 市
かずさ生産技術センター	千 葉 県 木 更 津 市	中 部 営 業 所	名 古 屋 市 熱 田 区
かずさファシリティ開発センター	千 葉 県 木 更 津 市	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
関 東 支 社	さ い た ま 市 浦 和 区	札 幌 事 務 所	札 幌 市 中 央 区
東 関 東 支 社	千 葉 市 中 央 区	栃 木 事 務 所	栃 木 県 小 山 市
神 奈 川 支 社	川 崎 市 川 崎 区	西 湘 事 務 所	神 奈 川 県 茅 ヶ 崎 市
静 岡 支 社	静 岡 市 駿 河 区	新 潟 事 務 所	新 潟 市 中 央 区
大 阪 支 社	大 阪 市 中 央 区	広 島 事 務 所	広 島 市 東 区
北 東 北 営 業 所	岩 手 県 盛 岡 市	② 連 結 子 会 社	
東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区	(株) エ バ ジ ッ	東 京 都 大 田 区
茨 城 営 業 所	茨 城 県 つ く ば 市	荏 原 実 業 パ ワ ー (株)	千 葉 県 木 更 津 市

(注) 横浜事務所は、2021年7月1日をもって横浜営業所と名称変更いたしました。

(9) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
568名	23名増	44.8歳	14.1年

(注) 上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人28.7名（期中平均人数）は含まれておりません。

② 当社の使用人数

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
505名	21名増	45.0	14.2年

(注) 上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人28.0名（期中平均人数）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	800百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	180
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	256

(注) 三井住友信託銀行株式会社からの借入金残高は、従業員持株会信託型ESOPによる借入金であります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

（注）2021年7月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を20,000,000株から40,000,000株に増加しております。

(2) 発行済株式の総数 13,430,000株（自己株式1,100,054株を含む）

（注）2021年7月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行可能株式の総数は6,715,000株増加しております。

(3) 株主数 6,106名（前期末比1,344名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 株 式 会 社	1,211 千株	9.82 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,152	9.34
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	840	6.81
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	360	2.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	352	2.85
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300	2.43
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	300	2.43
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300	2.43
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300	2.43
鈴 木 久 司	281	2.28

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,100,054株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式（1,100,054株）には従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（100,400株）は含まれておりません。
2. 持株比率は、自己株式（1,100,054株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持 株 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	9,494株	5名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「(3) 当事業年度に係る報酬等の総額 注6」（47頁）に記載しております。
2. 2021年7月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、持株数は4,747株から9,494株に増加しております。
3. 監査等委員である取締役及び社外取締役は、交付対象外です。
4. 上記持株数のうち、退任取締役1名から1,616株を無償取得しております。

(6) その他の株式に関する重要な事項

当連結会計年度における自己株式の処分及び取得の状況は、次のとおりであります。

①処分株式

当社は、2021年3月25日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け同年4月20日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を決議し、同年5月12日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び執行役員9名に対し自己株式7,676株の処分を行っております。

- (注) 2021年7月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、株式数は7,676株から15,532株に増加しております。

②処分株式

当社は、2021年4月20日開催の取締役会において「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分を決議し、次のとおり処分いたしました。

処分期日	2021年5月12日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式60,606株 (注) 2021年7月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、株式数は60,606株から121,212株に増加しております。
処分価額	1株につき4,950円
資金調達の額	299,999,700円
処分先	三井住友信託銀行(株) (信託口) (再信託受託先：(株)日本カストディ銀行 (信託口))

③取得株式

当社は、2021年8月4日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式 373,800株
株式の取得価額の総額	999,921,573円
取得期間	2021年8月5日から2021年11月25日まで
取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

氏 名	地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
鈴木 久 司	代 表 取 締 役（会長兼CEO）
吉 田 俊 範	代 表 取 締 役（社長執行役員兼COO、自社製品統括、管理統括）
石 井 孝	取 締 役（常務執行役員、営業統括、環境設備本部長）
大 野 周 司	取 締 役（常務執行役員、総合企画室長）
中 村 隆	取 締 役（常勤監査等委員）
平 山 正 剛	取 締 役（監査等委員）（弁護士、平山・福島・鈴木法律事務所）
橘 昇	取 締 役（監査等委員）
石 橋 和 男	取 締 役（監査等委員）（公認会計士、公益財団法人天田財団監事、公益財団法人塩事業センター監事）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石橋和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中村隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の辞任並びに地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
阿 部 亨	代表取締役 社長執行役員 兼COO、自社製品統括	顧問	2021年7月31日
吉 田 俊 範	取締役常務執行役員 管理本部長	代表取締役 社長執行役員兼 COO、自社製品統括、 管理統括	2021年8月1日

(2) 当事業年度に係る報酬等の方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主との価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、営業利益、当期純利益等の業績指標の達成率等を総合的に勘案した額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、株主利益ならびに中長期視点の経営意識を高める譲渡制限付株式報酬とし、役位ごとに毎年一定の時期に付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、外部調査機関の役員報酬データの同業種や上場企業等の報酬水準を踏まえて、固定報酬65～75%、業績連動報酬（賞与）15～20%、非金銭報酬（譲渡制限付株式）10～15%を目安とし、上位の役位ほど変動報酬（賞与と譲渡制限付株式）のウエイトが高まる構成とする。

⑤ その他人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

個人別の報酬等についての決定は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会で協議し、取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会で決定する。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	141	95	27	19	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	45 (24)	45 (24)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	186 (24)	140 (24)	27 (－)	19 (－)	9 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2021年7月31日をもって辞任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含めております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、5名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第82期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、5名です。なお、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年19,200株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において年額

60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名であります。

5. 業績連動報酬の業績指標は、直近事業年度の個別損益計算書における営業利益、当期純利益及びＲＯＥ（自己資本利益率）を採用しております。営業利益及び当期純利益は、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、株式市場の関心も高く、またＲＯＥ（自己資本利益率）は株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組み合わせることにより、取締役の単年度の成果を多角的に評価できると判断しております。なお、当事業年度（第83期）の当初個別業績目標は、営業利益は32億円、当期純利益は24億円、ＲＯＥ（自己資本利益率）は13%以上であります。

そして、この目標値に対して当事業年度（第83期）の個別計算書における営業利益は、39億39百万円、当期純利益は31億74百万円、ＲＯＥ（自己資本利益率）は18.61%であります。

6. 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度であります。

a) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ・対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ・一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ・当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

b) 当事業年度における交付状況は「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に對し交付した株式の状況」に記載しております。

7. 当事業年度中に支給した取締役の報酬の内容については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等に従い、取締役会の事前審議機関である報酬委員会にて取締役の個別の報酬について審議のうえ、取締役会が決定した報酬であるため、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「(5) 重要な子会社の状況」（36頁）に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償任意保険を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が負担するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況と当該兼職先と当社との関係

「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分 氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社 外 取 締 役 （監査等委員） 平 山 正 剛	14回／14回	16回／16回	弁護士としての高度な専門的知見および日本弁護士連合会会長といった法曹界における重要な役職を歴任するなどの豊富な経験と高い見識に基づき、特に法務、リスクマネジメント等の面から、積極的にご発言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、当社の更なるコーポレート・ガバナンスを強化する役割を果たしております。

区 分 氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監査等委員) 橘 昇	14回／14回	16回／16回	グローバル展開を行っている金融グループにおける企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、特に海外勤務、経営戦略や人材育成に関する経営の課題の指摘や提言など積極的にご発言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 石 橋 和 男	14回／14回	16回／16回	グローバル展開を行っている大手監査法人で培った公認会計士としての高度な専門的知見と組織経営の監督経験に基づき、特に、監査、会計、リスクマネジメント等の管理全般に関する経営課題に対してステークホルダー目線で積極的に指摘、提言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に積極的に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求め情報収集に努めております。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条1項の業務以外に非監査業務として、新収益認識基準への対応に伴う助言指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 「荏原実業グループ行動規範」を取締役会において決議し、取締役及び使用人が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基準としている。
- b) コンプライアンス徹底のため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。
- c) 社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る重要情報を法令及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存管理し、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・コンプライアンス委員会」「案件検討委員会」等各種委員会を設置し、リスク管理体制の整備に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職務の執行を行わせる。
- b) 取締役会は、每期、業績目標を設定し、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。

⑤ 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a) 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づきグループの経営理念を遵守した行動をとるよう指導する。
- b) 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性を確保する。

- c) 社長は、監査室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。
 - d) 監査等委員は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室及び子会社監査役と密接な連携体制を確保する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会スタッフを1名以上置く。
 - b) 当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査等委員会と事前に協議するものとする。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査等委員でない取締役は、会社の経営、業績に影響を及ぼすおそれのある重要な事実等を監査等委員に報告する。
 - b) 監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。
 - c) 監査等委員でない取締役は、監査等委員に対し、重要な会議への出席機会を提供するとともに、監査等委員が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
 - d) 監査等委員は、監査等委員でない取締役及び部門長等に対し定期的にヒアリングを行い情報を収集するとともに会計監査人、監査室と定期的に情報交換を行う。
 - e) 監査等委員でない取締役は、監査等委員が職務の遂行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a) 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するとともに、その適切な運用を図る。

b) 監査室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らかの経済的利益等を与えず、その旨を「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、役職員全員へ周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「荏原実業グループ行動規範」及び「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」に基づき、全役職員が法令を遵守するよう各種会議等を通じ徹底しております。また、「リスク・コンプライアンス委員会」において、役職員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員を通じ啓蒙活動を行っております。さらに、社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に行わせております。このほか、「内部通報規程」を定め、常勤監査等委員を通報先とする内部通報制度を確立しております。「内部通報規程」においては、通報者が監査等委員へ相談または通報したことを理由として、通報者はいかなる不利な取り扱いも受けないことが明記されています。

② リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、全社的なリスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するためリスクテーブルを每期見直し、必要に応じ防止策及び対応策を定めております。

大口受注や大口事業投資などに係るリスク（ビジネスリスク）に対応するため、「案件検討委員会」を開催し、当該リスクの最小化を検討しております。

納入製品における技術上の重大な不適合に対し、その原因究明と再発防止を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において該当事案の発生に関してモニタリングを行っております。

③ グループ会社の経営管理

当社経理部長を子会社の監査役として派遣し、業務の状況を監督するとともに、管理本部長が当社グループ会社の業務全体の管理を行っております。また、社長直轄の監査室が、グループ会社の監査を定期的に行っております。さらに、監査等委員は会計監査人、監査室及び子会社監査役と連携し、グループ全体の監査を行っております。

④ 取締役の職務の執行

取締役会を年14回開催し、法令定款等に定められた事項や経営方針、経営に関する重要事項を決定するとともに、業績目標の達成状況について分析評価を行っております。また、取締役会では、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の遂行

監査等委員は、取締役会に加え、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。

また、定例監査等委員会を開催している他、取締役との定期的な面談や会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。

なお、監査等委員が職務遂行上必要とする費用については、会社がすべて負担しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分については、株主の皆様に対して安定的配当を継続して実施することを経営の重要課題としております。さらに内部留保にも意を用い、研究開発、設備投資に備えるなどして、業績の向上と財務体質の強化に努めることを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、第83期（2021年12月期）からの資本政策・株主還元についての基本方針は、「コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト」（8頁）をご参照願います。

連 結 計 算 書 類

連 結 貸 借 対 照 表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,921	流 動 負 債	14,346
現 金 及 び 預 金	11,100	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,829
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,447	短 期 借 入 金	1,090
商 品 及 び 製 品	863	1年内返済予定の長期借入金	80
仕 掛 品	281	未 払 法 人 税 等	818
未 成 工 事 支 出 金	489	未 払 消 費 税 等	334
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	389	前 受 金	1,369
そ の 他	352	工 事 損 失 引 当 金	78
貸 倒 引 当 金	△1	そ の 他	746
固 定 資 産	11,804	固 定 負 債	2,227
有 形 固 定 資 産	3,191	長 期 借 入 金	176
建 物 及 び 構 築 物	1,696	繰 延 税 金 負 債	1,598
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	49	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158
工 具 、 器 具 及 び 備 品	89	退 職 給 付 に 係 る 負 債	182
土 地	1,356	そ の 他	110
無 形 固 定 資 産	120	負 債 合 計	16,573
投 資 そ の 他 の 資 産	8,491	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	7,166	株 主 資 本	15,192
保 険 積 立 金	408	資 本 金	1,001
投 資 不 動 産	683	資 本 剰 余 金	1,032
繰 延 税 金 資 産	66	利 益 剰 余 金	15,133
そ の 他	272	自 己 株 式	△1,974
貸 倒 引 当 金	△105	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,959
資 産 合 計	35,725	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,944
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	15
		純 資 産 合 計	19,152
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,725

連結損益計算書(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	32,485		
売上原価	21,995		
売上総利益	10,489		
販売費及び一般管理費	6,507		
営業利益	3,982		
営業外収益			
受取利息及び配当金	105		
投資不動産賃貸料	101		
その他	23		230
営業外費用			
支払不動産賃貸利息費用	6		
不動産賃貸約損料	43		
保険払手数	21		
その他	19		
経常利益	11		102
特別利益			4,110
投資有価証券売却益	338		
その他	0		338
特別損失			
減損損失	30		
投資有価証券売却損	26		
その他	0		57
税金等調整前当期純利益			4,392
法人税、住民税及び事業税	1,294		
法人税等調整額	△62		1,232
当期純利益			3,159
親会社株主に帰属する当期純利益			3,159

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年1月1日残高	1,001	831	12,952	△862	13,923
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△979		△979
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,159		3,159
自 己 株 式 の 取 得				△1,287	△1,287
自 己 株 式 の 処 分		201		175	377
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	201	2,180	△1,112	1,269
2021年12月31日残高	1,001	1,032	15,133	△1,974	15,192

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
2021年1月1日残高	2,811	△31	2,780	16,703
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△979
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				3,159
自 己 株 式 の 取 得				△1,287
自 己 株 式 の 処 分				377
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,132	46	1,179	1,179
連結会計年度中の変動額合計	1,132	46	1,179	2,448
2021年12月31日残高	3,944	15	3,959	19,152

貸 借 対 照 表(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,512	流 動 負 債	13,769
現金及び預金	10,045	買掛金	5,803
受取手形	297	電子記録債権	3,680
電子記録債権	1,821	短期借入金	1,080
売掛金	8,098	1年内返済予定の長期借入金	80
商品及び製品	751	未払金	242
仕掛品	281	未払費用	237
未成工事支出金	378	未払法人税等	761
原材料及び貯蔵品	387	未払消費税等	319
関係会社短期貸付金	200	前受金	1,287
前払費用	92	工事損失引当金	75
その他の貸倒引当金	159	その他	200
固定資産	11,735	固 定 負 債	2,212
有形固定資産	2,773	長期借入金	176
建物	1,239	繰延税金負債	1,592
構築物	57	役員退職慰労引当金	146
機械及び装置	49	退職給付引当金	192
工具、器具及び備品	77	長期預り保証金	33
土地	1,351	その他	71
無形固定資産	112	負 債 合 計	15,982
借地権	7	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	96	株 主 資 本	14,321
電話加入権	7	資 本 金	1,001
特許権	1	資 本 剰 余 金	1,032
投資その他の資産	8,849	資本準備金	831
投資有価証券	7,153	その他資本剰余金	201
関係会社株式	249	利 益 剰 余 金	14,261
保険積立金	406	利益準備金	141
投資不動産	890	その他利益剰余金	14,120
長期貸付金	96	固定資産圧縮積立金	159
その他の貸倒引当金	151	別途積立金	10,175
	△99	繰越利益剰余金	3,785
資 産 合 計	34,248	自 己 株 式	△1,974
		評価・換算差額等	3,944
		その他有価証券評価差額金	3,944
		純 資 産 合 計	18,266
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,248

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			30,713
売 上 原 価			20,737
売 上 総 利 益			9,976
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,036
営 業 外 収 益			3,939
受 取 利 息 及 び 配 当 金	156		
投 資 不 動 産 賃 貸 料	72		
そ の 他	21		250
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	6		
不 動 産 賃 貸 費 用	36		
保 険 解 約 損	21		
支 払 手 数 料	19		
そ の 他	10		94
経 常 利 益			4,094
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	338		
そ の 他	0		338
特 別 損 失			
減 損 損 失	30		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	26		
そ の 他	0		57
税 引 前 当 期 純 利 益			4,376
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,209		
法 人 税 等 調 整 額	△7		1,201
当 期 純 利 益			3,174

株主資本等変動計算書(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	株 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	剰 余 金			
		資 本 金	資 本 金	その他資 本剰余金		その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
		準 備 金		資 本 剰 余 金 合 計	準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2021年1月1日残高	1,001	831	-	831	141	162	9,175	2,586	12,066
事業年度中の変動額									
別 途 積 立 金 の 積 立							1,000	△1,000	-
剰 余 金 の 配 当								△979	△979
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	-
当 期 純 利 益								3,174	3,174
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			201	201					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	201	201	-	△3	1,000	1,198	2,195
2021年12月31日残高	1,001	831	201	1,032	141	159	10,175	3,785	14,261

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
2021年1月1日残高	△862	13,036	2,811	15,848
事業年度中の変動額				
別 途 積 立 金 の 積 立		-		-
剰 余 金 の 配 当		△979		△979
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当 期 純 利 益		3,174		3,174
自 己 株 式 の 取 得	△1,287	△1,287		△1,287
自 己 株 式 の 処 分	175	377		377
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)			1,132	1,132
事業年度中の変動額合計	△1,112	1,284	1,132	2,417
2021年12月31日残高	△1,974	14,321	3,944	18,266

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、荏原実業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、荏原実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な

不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

荏原実業株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝沢 勝己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、荏原実業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算

書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不

確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査等委員会が定めた「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査方針、監査職務の分担等に従い、内部監査部門としての監査室その他内部統制を所管する管理本部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項並びに監査室からその監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所においては、直接訪問のほか必要に応じてインターネット等の活用により、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

荏原実業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	中 村	隆	印
監 査 等 委 員	平 山	正 剛	印
監 査 等 委 員	橘	昇	印
監 査 等 委 員	石 橋	和 男	印

(注) 監査等委員 平山正剛、橘 昇及び石橋和男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区銀座六丁目 1 4 番 1 0 号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2 階 「桜の間」
電話 0 3 - 3 5 4 6 - 0 1 1 1

＜ご案内図＞



交通機関

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅（A1出口）より徒歩3分

J R新橋駅（銀座口）より徒歩10分

都営地下鉄大江戸線 築地市場駅（A3出口）より徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。